

第4号

平成20年12月
発行

年金 だより



もくじ

- 2・年金受給権者のみなさまへのお知らせ・お願い
「年金支払通知書」の送付月について
「年金改定証書」の様式について
「住所変更の手続きはお忘れなく」
- 3-4・「平成20年分 公的年金等の源泉徴収票」を
平成21年1月下旬にお送りします
確定申告とは? 源泉徴収票Q&A

- 5・年金相談コーナー
- 6-7・こんな時には届出を
市町村連合会のホームページのご案内
- 8・ねんきんカレンダー
みなさまからのご意見・ご感想

年金受給権者の
みなさまへの

お 知 ら せ

①「年金支払通知書」の送付月について

年金の支給がある方に送付しています「年金支払通知書」については、現在、支払額、氏名、金融機関等に変更がない場合でも、年6回の定例支給期ごとに送付しています。

このたび、平成21年6月支給期から「年金支払通知書」の送付については、6月支給期及び12月支給期の年2回とし、支払額、氏名、金融機関等に変更がない支給期は送付しないこととします。

なお、支払額、氏名、金融機関等に変更があった場合には6月支給期と12月支給期以外でも「年金支払通知書」を送付しますのでご安心ください。



②「年金改定証書」の様式について

年金額が改定したことを年金受給権者のみなさまにお知らせする「年金額改定通知書及び年金改定証書」については、平成21年6月支給期からの様式の変更にあわせて、印刷されている公印の印影を省略することとします。

なお、印影が省略されても年金額が改定したことのお知らせには変わりありませんので大切に保管してください。

※①、②の詳細については、次回の『年金だより』(平成21年6月)でお知らせします。

年金受給権者の
みなさまへの

お 願 い

住所変更の手続きはお忘れなく

本連合会及び共済組合では、年金に関する大事なお知らせをお送りしています。住所・氏名などに変更がありましたら、速やかに共済組合までご連絡いただきますようお願いします。また、住所の変更の際は、なるべく郵便局に転居届をご提出ください(1年間、旧住所あての郵便物が新住所に無料で転送されます)。

ご連絡、手続きをしていただかないと、大事なお知らせがお手元に届かず、ご不便をおかけすることになりますので、ご協力をお願いします。

※このような場合を含めて、P6-7「こんな時には届出を」に共済組合へ届出が必要な場合について記載していますので、ご参照ください。

「平成20年分 公的年金等の源泉徴収票」を 平成21年1月下旬にお送りします



平成20年中に退職共済年金など退職（老齢）を支給事由とする年金を受けられた方に、「平成20年分 公的年金等の源泉徴収票」を共済組合から平成21年1月下旬にお送りいたします。

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

所得税の確定申告を行うには、「公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額については所得税の確定申告で精算することになります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。本年分の確定申告は、平成21年2月16日（月）から同年3月16日（月）までの間に行うこととされています。

ただし、所得税の還付申告の方は、同年2月13日（金）以前でも申告書を提出することができます。

● 確定申告が必要となる方 ●

公的年金以外に所得のある方及び共済年金のみでは所得税がかからない場合であっても、その年中に受けた全ての公的年金（障害・遺族給付を除く）の合計額から各種所得控除額を控除した後の金額に対して税金がかかる方は、確定申告を行う必要があります。

● 確定申告を行った方がよい方 ●

次のいずれかに該当し、所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- ◆国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払いを行った方
- ◆生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- ◆災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方

- ◆一定額以上の医療費の支払いがある方
- ◆その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◆扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◆65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

くわしくは お近くの税務署にお問い合わせください。

源泉徴収票 Q & A

Q. 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A. 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。
なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療））担当課へお問い合わせください。
- 退職を支給事由とする年金を受給されている方は、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。
なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。



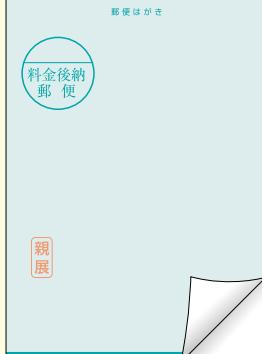
Q. 社会保険料の
金額とは何ですか？

A. 各支給期に控除された介護保険料、国民健康保険料（税）及び長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）の合計額です。

なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q. 源泉徴収票を紛失してしまいました。
再交付はできますか？

A. 共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。



平成20年分 公的年金等の源泉徴収票 <見本>											
支 受 け る 者 を 者	住所又は 居 所	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××									
		フリガナ ネンキン タロウ		年金証書記号番号 BGXXXXX000000000001							
				生年月日		明	大	昭	年	月	日
				*	15	6	28				
区分		支払金額			源泉徴収税額						
法第203条の3第1号適用分		2,471,600			20,406						
法第203条の3第2号適用分											
法第203条の3第3号適用分											
本 人	控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の金額							
扶 養 対 象 者 の 有 無 等	有 無 別定 配偶者 本人 扶養 対象 者 の 有 無 等	老人 その他 人	老人 その他 人	53,400							
(摘要)											
支 払 者	所在地	東京都 千代田区 二番町 2番地									
	名称	全国市町村職員共済組合連合会									

年金相談コーナー

よくある ご質問

私は現在62歳ですが、公務員退職後、民間の会社に再就職し5年間勤務しています。再就職先で雇用保険に加入していることから、退職後、公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申し込みを行い、失業給付(基本手当)を受給しようと思いますが、退職共済年金の支給が停止になるようなことはありますか?

もし、停止されるとすれば、いつまで、どれだけ停止されますか?

退職共済年金と雇用保険法による失業給付との調整について

失業給付を受給された場合は、以下のとおり年金の一部が支給停止となります。

●停止対象となる年金

平成10年4月1日以後に受給権が発生した退職共済年金(ただし、65歳以上の方を除きます。)

●停止される部分

退職共済年金

支給停止	退職共済年金 職域年金相当部分 厚生年金相当部分 定額部分 加給年金	失業給付(基本手当)を受給した場合、左図のように、 <u>退職共済年金については、職域年金相当部分を除き、 その全額が支給停止となります。</u>			

●停止期間

求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から、失業手当(基本手当)の受給期間満了日の属する月までの間、退職共済年金は支給停止となります。(下図参照)

ただし、その期間内に失業給付(基本手当)が1日も支給されない月があった場合は、その月の退職共済年金は支給されます。

例

	1月	2月	3月	4月	5月
失業給付(基本手当)		支給	支給	支給	
退職共済年金	支給	停止	停止	停止	支給

↑ 求職の申し込み ↑ 基本手当等受給期間満了

退職共済年金支給停止



平成10年3月31日までに受給権が発生した退職共済年金や、65歳以上の方は対象となりません。失業給付を一度請求してしまうと、原則としてその取り消しができませんので、求職の申し込みについては慎重に検討することが必要です。ご不明な点がありましたら、共済組合におたずねください。

※失業給付を受給される方は届出が必要となりますので、P7「こんな時には届出を」の3をご参考ください。

こんな時には届出を

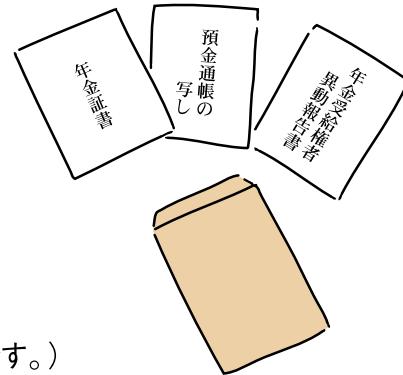
1 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

■提出の必要な書類

- 年金受給権者異動報告書

■上記の書類に添付する書類

- 氏名変更の場合……年金証書
- 受取金融機関変更の場合……口座名義及び口座番号の
確認できる預金通帳の写し
(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は不要です。)



- 住所変更の場合……添付書類は不要です(報告書のみの届出となります)。

※共済組合に登録されている住所と現住所の相違が判明した場合は、共済組合から報告書を送付させていただくことがありますので、報告書が届きましたらお手数ですが共済組合までご返送願います。



- 住民基本台帳ネットワークシステムへ不参加の市区町村にお住まいの方、海外にお住まいの方及び外国籍の方などは、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容(氏名、住所)の確認ができない場合がありますので、追加で書類(戸籍抄本、住民票等)を提出していただくことがあります。

2 加給年金額対象者に異動があったとき

■こんな時に届出が必要となります。

- 加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるものに限ります。)または、障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)を受給することとなったとき
- 加給年金額対象者が亡くなったとき
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻(養子縁組を含む)したとき、
また養子縁組により加給年金額対象者である子が離縁したとき

■提出の必要な書類 ●加給年金額対象者異動届書



- 加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより、老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は必要ありません。
- 年金受給権者または加給年金額対象者である配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、当該配偶者が65歳以上でも加給年金額が引き続き加算される場合があります。

3

就職したとき・失業給付を受けようとするとき

■公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が公務員として再就職し、再び組合員となった時は、翌月から年金の一部または全額が支給停止になります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類……年金証書

■民間企業に再就職したとき、または、議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の者を含みます。)または、私立学校教職員共済制度の加入者(70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき及び議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)及び過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(他制度加入用)



■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が、雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額を比較して、慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類……雇用保険法給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類……雇用保険受給資格者証の写し



- 2と3の場合は、届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していくことがありますので、ご注意ください。

市町村連合会のホームページのご案内

市町村連合会のホームページには、年金に関する手続きのご案内や『年金だより』のバックナンバー、届出用紙のダウンロード機能などがございます。

また、みなさまの知りたい共済年金の新しい情報についても、随時更新していますのでご利用ください。



アドレス <http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)

ねんきんカレンダー

(平成20年12月～
平成21年12月までの)
予定です

時 期	定期支給関係	その他
平成20年 12月	中旬 15日	『年金だより』をお送りしています。 年金支給日(10月・11月分)[年金支払通知書送付]
平成21年 1月	下旬	「平成20年分源泉徴収票(はがき形式)」 をお送りします。
2月	13日	年金支給日(12月・1月分)[年金支払通知書送付] 平成20年分確定申告開始 (2月16日～3月16日)
4月	15日	年金支給日(2月・3月分)[年金支払通知書送付]
6月	中旬 15日	『年金だより』をお送りします。 年金支給日(4月・5月分)[年金支払通知書送付]
8月	14日	年金支給日(6月・7月分)
10月	15日	年金支給日(8月・9月分) 平成22年分「扶養親族等申告書」を お送りします。
12月	中旬 15日	『年金だより』をお送りします。 年金支給日(10月・11月分)[年金支払通知書送付]

*年金支払通知書は、年金の支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じてお送りします。

なお、平成20年12月・平成21年6月・12月は封書で、平成21年2月・4月は、はがき形式でお送りします。

ご注意
ください

各種変更届の提出については、年金支給日の前月中旬頃までに共済組合にご提出ください。
なお、提出日によっては、次回の年金支給日までに変更が間に合わない場合がございま
すのでご了承ください。

■市町村連合会ではご意見、ご感想などをお待ちしています。

本誌では、『年金だより』をお読みいただいたみなさまから、本連合会及び共済組合に
さまざまご意見、ご感想をいただいております。

●ねんきんカレンダーに書いてある年金支給日の年金が、何月分の支払いかを書いてほしい。
→ 今号より、年金支給日には、原則として支給月の前2月分の年金が支払
われることを年金カレンダーに掲載しております。

お寄せいただいたご意見は記事の作成、編集の参考とさせていただいております。
引き続きご意見、ご感想などありましたら、本連合会までお便りをお寄せください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
全国市町村職員共済組合連合会 年金部